

令和7年10月31日

組合員・利用者 各位

えちご中越農業協同組合
経営管理委員会会長 吉田文彦
代表理事理事長 山口浩聡

不祥事件に関する追加報告について

令和6年1月26日に公表いたしました不祥事件において、当組合が詐欺罪で刑事告発した当組合元職員（令和6年1月23日付懲戒解雇）の判決公判が令和7年10月6日新潟地方裁判所長岡支部で開かれ、懲役2年、執行猶予4年間（求刑－懲役2年）の判決が言い渡され、同判決は確定しました。

また、本事件にかかる実被害額762万円（当初公表額756万円、その後の追加調査でさらに6万円の実被害額を確認）については、令和6年12月に全額の弁償を受けております。

日頃から当組合をご愛顧いただいております組合員及び利用者の皆様には、ご心配をおかけしましたことを心よりお詫び申し上げます。

今後も当組合の役職員全員が不祥事件の未然防止及びコンプライアンス遵守の徹底を実践してまいります。

今後ともご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以 上